

清須市地域情報共有プラットフォーム構築運用業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、地域情報共有プラットフォームを構築及び運用するにあたり、事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

(1) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務の目的

本業務は、地域活動や団体等の情報を可視化し、情報を一元化することで、地域参加を促し、市民協働の活性化を目的とする。導入として子育て世代を対象とした情報発信に係るプラットフォームを構築することで、住民が必要とする子育て支援団体やその活動等を容易に検索できるようにし、子育てしやすい環境や支えあえるコミュニティを推進する。

(4) 提案上限額

2,002,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 業務委託の方法

業務実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を提案上限額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、応募者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、委託契約を締結する。

4 参加資格

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 令和6・7年度清須市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 本プロポーザルの公告の日から受託候補者特定までの間、清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止、及び清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年清須市訓令第3号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

(5) 令和6年4月1日現在、過去5年以内に同種業務の導入に関する契約実績を有し、1年以上の運用実績を有すること。

(6) 仕様書に定める業務を遂行するために必要とされる知識・経験を有する者を当該事務に従事させることができる者であること。

5 参加の手続き

(1) 提出書類の入手方法

清須市のホームページからダウンロードすること。

(https://www.city.kiyosu.aichi.jp/jigyosha_joho/nyusatsu_joho/proposal/kyodo.html)

(2) 提出期限及び提出方法

提出書類全てを令和6年5月10日（金）午後5時までに、下記「11 連絡先」の担当者まで持参又は郵送（期限内必着）により提出すること。

(3) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数は、次表のとおりとする。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
1	参加申込書	A4	1部	
2	誓約書	A4	1部	
3	会社概要書	A4	1部	
任意	企画提案書（※）	A4	7部	①・②
4	業務実施担当者調書	A4	7部	①・③
5	業務実績調書	A4	7部	①・④
6	参考見積書	A4	1部	⑤

※1者につき1案とし、次項「(4) 企画提案書の内容」に沿って記載すること。

【注意事項】

- ① 部数は7部（正1部・副6部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。
- ② 次項「(4) 企画提案書の内容」に沿って、項目順でインデックスを付けて製本し、A4フラットファイルに綴じて提出すること。
- ③ 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。
- ④ 令和6年4月1日現在、過去5年以内に同種業務の導入に関する契約実績を有し、1年以上の運用実績を有することについて全て記載すること。なお、業務実績調書に記載の項目が分かる書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ⑤ 別途、システム構築費及び運用費の明細を添付し、数量、単価等積算根拠を明らかにすること。なお、見積金額は税抜き価格とすること。

(4) 企画提案書の内容

項目	提案内容
1 実施スケジュール	○業務の実施スケジュールを簡潔に記載すること。
2 操作画面等のデザイン	○動作イメージが分かるよう記載すること。
3 利用者機能	○仕様書の「9 機能要件」における利用者向けの機能、その他利便性を向上する機能、連携の概要や特徴について記載すること。
4 管理者機能	○仕様書の「9 機能要件」における管理者向けの機能の概要や特徴、その他管理画面の操作方法及び事務負担を軽減する工夫を記載すること。
5 セキュリティ対策等	○セキュリティ対策やサーバーの保管、障害発生時の対応（トラブル時のサポート、フォロー体制）について記載

	すること。
6 その他	○利用者や管理者の利便性向上につながる他システムとの連携や自社システムへの拡張時における優位性等について記載すること。

(5) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 採用となった企画提案書については、公開の対象とする。
なお、不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、提案者の意見を踏まえた上で、清須市が対応について判断する。
- ③ 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は一切認めない。
- ⑤ 提出書類に関する一切の権利は、清須市に帰属するものとする。
- ⑥ 書類の提出後、清須市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ⑦ 参加申込書等を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

6 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

清須市の職員で構成する審査委員会において、企画提案書による書類審査を行い、受託候補者として1者を選定する。

(2) 審査基準

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	業務実績	他自治体における過去5年間の業務実績	20
2	業務従事者の能力及び経験	業務実績、専任性	
3	業務の理解度	業務の趣旨をとらえた具体性・実効性がある提案	80
4	業務の実施スケジュール等	実施スケジュールの妥当性	
5	利用者機能	機能の使いやすさ、操作性等	
6	管理者機能	管理画面の操作性、事務負担軽減の工夫	
7	セキュリティ対策等	セキュリティ対策のための十分な措置、アフターフォロー体制	
8	その他（独自提案）	利便性向上に向けた工夫や自社システムの優位性	

(3) 審査結果

令和6年5月17日（金）午前9時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に、電子メールで通知する。

なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和6年4月16日（火）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式7）に記入の上、下記「11 連絡先」の担当宛てに電子メールにより提出すること（電子メール以外の方法は受け付けない。）。

なお、件名は「地域情報共有プラットフォーム構築運用業務に関する質問」とすること。

また、提出する場合は、清須市企画部企画政策課に対して電話での受信確認を行うこととする。

(3) 質問に対する回答

令和6年4月23日（火）午前9時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を清須市ホームページでまとめて公表する。

8 失格条項

参加者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ただし、清須市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 参加申込書に申請者の記名・押印がない場合
- (6) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (7) その他本要領を遵守しない場合

9 契約の締結（実施）

- (1) 受託候補者選定後、候補者は清須市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ① 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時まで上記「4 参加資格」を欠いていることが判明したとき
 - ③ 契約締結時まで上記「8 失格条項」に該当していることが判明したとき
 - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては清須市契約規則（平成17年7月7日清須市規則第50号）に基づくこととする。
- (4) 契約に当たっては、受託候補者は参考見積書に記載している見積金額を基に、改めて見積書を提出すること。

10 スケジュール

項目	日程（予定）
公募開始	令和6年4月9日（火）から
質問の受付	令和6年4月16日（火）午後5時まで 質問書「様式7」に記入の上、件名は「地域情報共有プラットフォーム構築運用業務に関する質問」として電子メールにより提出すること。 なお、提出する場合は、清須市企画部企画政策課に対して電話での受信確認を行うこと。

質問の回答	令和6年4月23日（火）午前9時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を清須市ホームページでまとめて公表する。
企画提案書等応募書類提出期限	令和6年5月10日（金）午後5時までに、清須市企画部企画政策課まで提出書類を持参すること。
選定結果通知	令和6年5月17日（金）午前9時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に電子メールで通知する。

11 連絡先

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所 北館3階

企画部企画政策課 企画政策係 担当者：神野・市江

電話 (052) 400-2911 (代表)

FAX (052) 400-2963

電子メール kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp